

白河市自治基本条例素案
中間とりまとめ（案）

白河市自治基本条例を考える市民会議

<<目 次>>

第 1	自治基本条例の必要性	1
第 2	自治基本条例素案の基本的な考え方	1
第 3	自治基本条例制定による効果	3
第 4	白河市自治基本条例素案の構成	4
第 5	白河市自治基本条例素案	7
1	前文	7
2	総則	9
(1)	目的	9
(2)	最高規範性	9
(3)	定義	9
(4)	まちづくりの基本理念	9
(5)	まちづくりの基本原則	10
3	まちづくりの主体	11
(1)	市民	11
(2)	市議会	11
(3)	市	11
(4)	地域コミュニティ	12
(5)	事業者等	12
4	情報の共有	14
(1)	情報の共有	14
(2)	情報の公開	14
(3)	個人情報の保護	14
5	市民参画	15
(1)	市民参画の場や機会の充実、参画しやすい環境の整備	15
(2)	市民参画の方法・メニュー	15
(3)	市民参画に関する市民意識の向上	15
(4)	市民参画の推進に向けた教育・人材育成	15
6	協働	16
(1)	協働の推進に向けた連携・協力体制の構築	16
(2)	協働の推進に向けた意識の向上	16
(3)	協働の推進に向けた教育・人材育成	16
(4)	行政による支援	16
7	市政運営	17
(1)	総合計画	17
(2)	健全な財政運営	17

(3) 行政改革	17
8 危機管理	18
(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定	18
(2) 定期的な訓練や効率的な情報提供手段の構築	18
(3) まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合い	18
9 国、県、他の自治体等との連携	19
(1) 国、県、他の自治体等との連携	19
10 条例の見直し	20
(1) 条例の見直し	20

第1 自治基本条例の必要性

平成12年の地方分権改革一括法が施行され、国と地方自治体は、上下関係から、対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりが求められるようになりました。

また、近年の社会情勢はめまぐるしく変化しており、地域の課題や市民のニーズも多様化、複雑化しており、行政主導ではなく、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等との協働によるまちづくりの必要性も高まっています。

このような状況に鑑み、市民の誰もが愛着と誇りを持てる、魅力ある白河市を創りあげていくためには、まちづくりに関わる全ての者が、これからのまちづくりについて考えたり決めたりする際に、「よりどころ」・「指針」として共有する、まちづくりの最も基本的な理念やルール・仕組みが必要です。

そこで、私たちのまち「白河市」のまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、この「白河市自治基本条例素案」を示します。

第2 自治基本条例素案の基本的な考え方

1 条例素案の策定にあたって

白河市のまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例は、まちづくりの主役である私たち市民や、市議会、行政等、まちづくりに関わる各主体の考えや意見を反映させることが必要です。また、まちづくりに関わる全ての者に理解され、共感をもって受け入れられるような条例とすることが重要であると考えます。

2 条例の性格

条例の名が表すように、「自治基本条例」は、白河市のまちづくりにおける基本的な事項、ルール及び考え方を定める条例ですので、まちづくりの基本原則や仕組みを分かりやすく示すものとします。

3 全体構成の考え方

自治基本条例は、白河市のまちづくりに関する基本原則や仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。このため、生活環境、福祉、産業、教育等の個別政策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例や計画等に委ねることとします。

また、この条例は白河市の条例です。このため、他地域の条例の模倣で終わるのではなく、「白河らしさ」を盛り込んでいくことが必要です。

その一方で、自治基本条例は、その性格上、どうしても理念的な内容が中心とならざるを得ません。このため、当たり前のことがただ並べられているだけと感じるかもしれません。

しかし、既存の条例、計画、様々な政策が、この条例と整合したものであるかどうか見直す、あるいは新たな条例を整備することで、本条例を真に活かした条例とすることができます。また、条例の制定後も、本条例が市の最高法規として機能し続けるよう、その時々々の社会や時代の変化等に応じて、その内容を進化させていかなければなりません。

<<市民会議の意見から>>

○誰もが理解できる条例、分かりやすい文章（検討項目①）

- 【個別意見】・誰が読んでもわかるような（子どもでも）文章（言葉づかい）にしたい。
・市民誰もが理解できる条文にする。

○実効性があり市民の役に立つ（検討項目①）

- 【個別意見】・形だけではなく本当に市民の人達の役に立つような条例になってほしい。
・分かりやすく、市民に浸透し、新たな行動のきっかけとなるもの。

○独自性のある条例（検討項目①）

- 【個別意見】・他地域の模倣で終わってしまっているような条例にはしたくない。
・白河らしさを盛り込みたい（歴史、文化、風土等の個性を出す）。

○郷土白河を誇れる・愛着が持てる（検討項目①）

- 【個別意見】・市民が市の基本条例に愛着や誇りを持てるような内容にしたい。
・市民一人一人が郷土白河を誇れる条例をつくりたい。

○その他、条例のあり方に関する意見（検討項目①）

- 【個別意見】・行政が身近に感じられる条例。
・新たな可能性や楽しみを見いだせるもの。

○条例の検証・見直し、実効性の確保（検討項目①）

- 【個別意見】・条例施行後の検証・推進をする機関の設置を。
・条例を見直す仕組みをもたせる（より良いものにしていけるように）。

第3 自治基本条例制定による効果（自治基本条例制定の意義）

1 市民主体のまちづくりの推進

地域の様々な課題を効果的に解決し、よりよい白河市を築いていくには、白河に暮らし、学び、働き、白河を最もよく知っている「市民」の視点や協力が不可欠だと思います。

市民の権利や役割を明確化することにより、市民が主体的に考え、行動する「市民主体のまちづくり」を推進していくことが、よりよい白河市の創造に繋がると考えます。

2 まちづくりに関わる主体間の情報共有の推進

情報共有のルールを明確化し、市民、地域コミュニティ、NPO、行政等まちづくりの主体となる者の間で情報の共有が進むことで、みんなで地域の課題を共有し、同じ目標に向かってまちづくりを進めることができるようになります。

3 市政への市民参画の促進

市政への市民参画の手続きを明確化することで、市の政策の立案、実行、評価及び改善（Plan→Do→Check→Action）の各段階に市民が参画する機会が増え、市民の声を反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができるようになります。

4 まちづくりに関わる各主体間の連携・協力体制の構築

市民、地域コミュニティ、NPO、行政等のまちづくりに関わる各主体の役割分担や協働の仕組みを明確化することで、各主体がまちづくりの理念や目標を共有し、協働して公共的課題の解決に向けて取り組むことができるようになります。

5 開かれた市政運営の推進

市政運営に関する基本的なルールを明確化することで、より計画的で開かれた市政運営を進めることができるようになります。

6 白河らしいまちづくりの推進

白河独自のまちづくりの基本理念を掲げることで、白河の特性や資源を活かした、白河らしいまちづくりを推進していくことができるようになります。

第4 白河市自治基本条例素案の構成

これまでの検討を基に、素案全体の構成について以下のように考えました。

【白河市自治基本条例構成要素】

前文	
総則	目的、用語の定義、最高法規性 まちづくりの基本理念、まちづくりの基本原則
まちづくりの主体	市民の権利・役割 市議会の役割 行政の役割 地域コミュニティの役割、事業者等の役割
情報の共有	情報共有の促進、分かりやすい情報提供 情報の公開、個人情報の保護
市民参画	市民参画の場や機会の充実、参加しやすい環境の整備 市民意識の向上、教育・人材育成
協働	各主体間の交流、連携・協力体制の構築 各主体の意識の向上、教育・人材育成 行政による支援
市政運営	総合計画に基づく計画的な行政運営 健全な財政運営 行政改革
危機管理	東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定 定期的な訓練や効率的な情報提供手段の構築 まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合い
条例の見直し	

<<市民会議の意見から>>

○条例制定の目的（検討項目①）

【個別意見】・理念だけを盛り込むとぼやっとしたものになってしまうので、目標と手段をできるだけ具体的に示したい。

○目指すまちの姿、市民主体（検討項目①）

- 【個別意見】・白河市のまちづくりの方向性を明確に 合併後の白河市が一体となるように。
- ・地域の特徴を活かした活力のあるまちづくりを推進する条例としたい。
 - ・市民主導型 市民を主体としてみんなでまちづくり
 - ・市民の暮らしに基づいた市民の満足ゆくものを目指す。→あくまでも市民主体という考え

○市民の権利・責務、議会の義務・責務、行政の義務・責務（検討項目①）

- 【個別意見】・地域における市民の権利・責務等
- ・市民は自らの発言・行動に責任をもつとともに、お互いの意見・行動を尊重する。
 - ・議会、行政、市民各々の権利義務などについての細々とした内容。
 - ・市民、首長、行政等の権利・責務等

○情報共有、交流（検討項目①）

- 【個別意見】・市民、市職員、首長、議員、法人は、市のまちづくりに関する施策内容、知識を共有し、また協力して知識を高めあうよう努力しなければならない。
- ・市民との情報共有と市民参加
 - ・三鷹市の自治基本条例には、「分かりやすく市民に伝える、公表する」といった事が書かれているが、こういったことを盛り込みたい。
 - ・まちづくりに関わる人（市民、職員、首長など）が交流をもてる。

○市民参加（画）（検討項目①）

- 【個別意見】・市民参画・市民投票等の枠組
- ・市民一人一人が行政と一緒に行政に関わるという自覚を持つきっかけになるような条例に（人財という財産を生かす手立てを見つける）。

○市民協働（検討項目①）

- 【個別意見】・市民と行政 有償ボランティアなど、人材育成を考える。
- ・市民と行政が助け合い、お互いに支援協力、信頼関係をさらに深める条例としたい。
 - ・市民自治による協働のまちづくりを推進。

○行政運営、健全な財政運営（検討項目①）

- 【個別意見】・計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）を行政・議会・住民が一体となって行える条例。
- ・総合計画（位置づけなど含む）
 - ・政策評価
 - ・財政について借金できる上限を条例で規定したい。
 - ・監査（健全な財政かどうかの目安）。

○危機管理（検討項目①）

- 【個別意見】・危機管理 災害への対応などの体系化

○歴史・文化（検討項目①）

【個別意見】・白河の文化歴史を守り維持し、次世代に継承していくこと。

・歴史のまちしらかわにふさわしい資源を保存する意識。

○条例の検証・見直し、実効性の確保（検討項目①）

【個別意見】・条例施行後の検証・推進をする機関の設置を。

・条例を見直す仕組みをもたせる（より良いものにしていけるように）。

第5 条例素案の内容

1 前文

◇市民が主役となるまちづくり・自治を実現します。

◇白河市の歴史・文化や自然等、地域の資源を活かしたまちづくりを推進し、市民一人一人が、郷土白河に対する誇りや愛着を持ち、「市民が共に楽しむ」、即ち「市民共楽のまち白河」として次世代に引き継いでいきます。

◇東日本大震災からの復興に向けて、市民一丸となって取り組んでいきます。

【前文（素案）】

私たちの白河市は、歌枕として名高い白河関跡や、士民共楽の地として造られた南湖公園、奥州の押さえとして親藩、譜代の大名が居城した小峰城跡等の国指定の史跡・名勝に代表される歴史、松平定信が城下の反映を願って開いたのが始まりと言われる白河だるま市、日本三大提灯祭りの1つに数えられる白河提灯祭りや各地域に伝わる民俗芸能等の文化、那須甲子連峰を望み、阿武隈川・社川・隈戸川流域に広がる豊かな自然等、魅力ある地域資源に恵まれた県南地方の中核都市です。

私たちは、遙か昔から、この地に住み、暮らしてきた先人達が築き、守り、育ててきた、これらのかげがえのない資源を活かしたまちづくりを進め、市民一人一人が郷土白河に対する誇りや愛着を持ち、松平定信の「士民共楽」の理念をもとに、「市民が共に楽しむ」、即ち、「市民共楽のまち白河」として次世代に引き継いでいかなければなりません。

また、平成23年3月11日の「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。しかし、これまで多くの先達の皆さんが築き上げてきた「白河の土台」は崩れていません。この大震災をよりよい白河の創造に向けた機会ととらえ、私たちは、復興への道を力強く歩んでいかなければなりません。

そのためには、私たち市民や市議会、市等、白河市のまちづくりの主体となる者が、同じ方向を向いて、一体となり、みんなで考え、みんなで責任を持ってまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、「市民共楽のまち白河」の実現に向けた市民参画や協働等に関する手法を明らかにし、白河市の新しい自治を確立するために、白河市自治基本条例を制定します。

<<市民会議の意見から>>

○独自性のある条例（検討項目①）

【個別意見】・白河市の独自性・特異性

・白河市らしさを盛り込みたい（歴史、文化、風土等の個性を出す）。

○郷土白河を誇れる・愛着が持てる（検討項目①）

【個別意見】・市民が市の基本条例に対して愛着や誇りを持てるような内容にしたい。

・白河市に生まれ育って良かったと市民一人一人が思える条例をつくりたい。

○市民主体（検討項目①）

【個別意見】・市民主導型 市民を主体としてみんなでまちづくり

・自由かつ自主的な活動を後押しできるような条例

○歴史・文化（検討項目①）

【個別意見】・歴史的背景を盛り込んだ条例としたい。

・白河の文化歴史を守り維持し、次世代に継承していくこと。

○自然との共生・環境の保全（検討項目①）

【個別意見】・自然を守り共存していくこと。

2 総則

(1) 目的

◇本市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会、市等、本市のまちづくりの主体となる者の役割を明らかにし、それぞれが共に考え行動することにより、地方分権社会にふさわしい自立した自治体を創りあげることがを目的とします。

(2) 最高規範性

◇本市のまちづくりにおける最高規範として定めます。

◇本市の他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければなりません。

<<市民会議の意見から>>

○最高法規性（検討項目①）

【個別意見】・最高法規である 上位法であることを明記することで一般条例と差別化

(3) 定義

◇市民 市内に住所を有する者、市内に通勤・通学している人、及び市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体をいう。

◇市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産税評価審査委員会から成る執行機関をいう。

◇地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう。

◇事業者等 市内において、営利又は非営利に事業活動を行う個人及び団体をいう。

◇市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程(Plan→Do→Check→Actionサイクル、以下、政策形成過程)に、市民が主体的に参加していくことをいう。

◇協働 市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体が、地域の公共的課題の解決に向けて、それぞれの果たすべき役割や特性を尊重しながら、相互に助け合い、連携・協力することをいう。

<<市民会議の意見から>>

○市民の範囲（検討項目③）

【まとめ】・住民、市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有するNPOなどの団体や企業、地域コミュニティなど

【個別意見】・市民：白河市に住所を有する個人、白河市に事業所があり営業活動をしている法人、市内で活動しているNPO等の団体、行政、議会

(4) まちづくりの基本理念

◇「市民共楽のまち白河」の実現に向けて、これからの白河市のまちづくりの基本理念を以下のとおり定めます。

①市民はまちづくりの主体であり、市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体が一体となってまちづくりに取り組みます。

- ②歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源を活かしたまちづくりを目指します。
- ③子どもからお年寄りまで安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- ④地域のつながりと支え合いによる「絆」を育むまちづくりを目指します。

<<市民会議の意見から>>

○市民主体（検討項目①）

- 【個別意見】・市民主導型 市民を主体としてみんなでまちづくり
・自由かつ自主的な活動を後押しできるような条例

○目指すまちの姿（検討項目①）

- 【個別意見】・地域の特徴を活かした活力のあるまちづくりを推進する条例としたい。
・白河市らしさを出したもの まず白河をどんな街と定義し、目指すかを考える。

○独自性のある条例（検討項目①）

- 【個別意見】・白河市の独自性・特異性
・白河市らしさを盛り込みたい（歴史、文化、風土等の個性を出す）。

○みんなにやさしいまちづくり（検討項目①）

- 【個別意見】・人情味が溢れる温かみのあるまちづくり
・子どもからお年寄りまで安全で安心して暮らせるまちづくり

(5) まちづくりの基本原則

◇まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めていきます。

- ①市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体は、相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有することを原則とします。→情報共有の原則
- ②市民参画の機会を平等に保障します。→市民参画の原則
- ③地域公共的課題の解決に当たっては、市民、市議会、市等まちづくりに関わる各主体が、お互いの役割や特性を尊重しながら、お互いに助け合い、連携・協力します。→協働の原則

<<市民会議の意見から>>

○情報共有（検討項目①）

- 【個別意見】・情報の共有化・市民参加しやすい条例
・市民との情報共有と市民参加

○市民参加（画）（検討項目①）

- 【個別意見】・市民の生活しやすい環境を第一とし、誰もが関心を持ち理解し関われる条例。
・行政中心の条例ではなく、住民も参加できるような条例に。

○市民協働（検討項目①）

- 【個別意見】・市民と行政が助け合い、お互いに支援協力、信頼関係をさらに深める条例にしたい。
・市民自治による協働のまちづくりを推進。

3 まちづくりの主体

(1) 市民

①市民の権利

◇市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を持っています。

◇市民は、市の政策形成過程に参画する権利を持っています。

◇市民は市政についての情報を知る権利を持っており、市に対して市が保有する情報の公開を求めることができます。

<<市民会議の意見から>>

○市民の権利（検討項目③）

【まとめ】・情報を知る権利

【個別意見】・情報を公開し、広く市民と共有（市民にとっては権利となる）できるようにしなければならない。

②市民の役割

◇市民は、まちづくりの主体として、市等と協働して、まちづくりに参画するよう努めます。

<<市民会議の意見から>>

○市民の役割（検討項目③）

【まとめ】・市政に参画するよう努める。

【個別意見】・市民の責務（個人）まちづくりに参画するよう努める。

(2) 市議会

①市議会の役割

◇市議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及び牽制を行わなければならない。

◇市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めます。

<<市民会議の意見から>>

○市議会の役割（検討項目③）

【まとめ】・市の重要事項を議決する、市政の監視及び牽制、市政の把握に努める、情報の公開、情報の公開手段の改善

【個別意見】・事案の議決

・市政の監視

・市政のけん制

・市政の把握に努める

・情報を開示する、公開手段の改善

(3) 市

①市の役割

◇市は、地域や市民の福祉の向上を図るため、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

◇市は、政策形成等に関する事項について、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

<<市民会議の意見から>>

○行政の役割（検討項目③）

【まとめ】・地域福祉の向上

【個別意見】・地域福祉の向上

○行政の役割（検討項目③）

【まとめ】・公平・公正

【個別意見】・責務（公平・公正）

○行政の役割（検討項目③）

【まとめ】・説明責任

【個別意見】・説明責任

（４）地域コミュニティ

①地域コミュニティの役割

◇地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域住民の意見の集約や地域の課題の解決に取り組みます。

◇地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流・連携し、協働によるまちづくりの推進に努めます。

<<市民会議の意見から>>

○地域コミュニティの役割（検討項目③）

【まとめ】・地域住民の意見集約

【個別意見】・地域住民の意見集約（陳情等）

・（自治会）市民の意見を行政に伝える

○地域コミュニティの役割（検討項目③）

【まとめ】・地域の問題解決

【個別意見】・地域の問題解決

○地域コミュニティの役割（検討項目③）

【まとめ】・協働によるまちづくりの推進に向けた様々なまちづくりの主体との交流・連携

【個別意見】・地域社会とのつながり

（５）事業者等

①事業者等の役割

◇事業者等は、自らが持つ知識や専門性等を活かした活動を通じて、地域の発展に繋がる活動に協力するよう努めます。

◇事業者等は、地域とのつながりを大切にし、地域社会の一員として様々なまちづくりの主体と交流・連携し、協働によるまちづくりの推進に努めます。

<<市民会議の意見から>>

○事業者等（検討項目③）

【まとめ】・地域の活性化に寄与するよう努める

【個別意見】・（産業関係団体）イベントの開催

・（企業）地域経済の発展

・（企業）文化・芸術振興

○事業者等（検討項目③）

【まとめ】・協働によるまちづくりの推進に向けた様々まちづくりの主体との交流・連携

【個別意見】・（NPO）市民、行政と連携し、活動する。

・（産業関係団体）官民学の関係の強化

・企業…単独で活動するのみでなく、行政や市のために活動している団体等との連携を深められるよう努める。

○事業者等（検討項目③）

【まとめ】・地域とのつながりの構築に努める

【個別意見】・地域住民と商店街等のつながりのきっかけ

4 情報の共有

(1) 情報の共有

◇情報の共有は、市民参画及び協働によるまちづくりを進める前提となるものです。

このため、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体は、相互にまちづくりに関する情報を収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めます。

◇市はまちづくりに関する情報を市民が容易に得ることができるよう、分かりやすい情報提供とその機会の充実に努めます。

◇市は市民からの意見の集約や反映に関する手続きを体系化するものとします。

＜＜市民会議の意見から＞＞

○情報共有（検討項目①）

【個別意見】・情報の共有化・市民参加しやすい条例

・市民との情報共有と市民参加

○情報提供の充実（検討項目②）

【個別意見】・コンビニや病院などに広報誌を置いておく。

・新聞折り込みに広報誌を入れる。

○分かりやすい情報提供（検討項目③）

【個別意見】・魅力ある情報提供のあり方。

・市政だよりの改善。おもしろくする！

(2) 情報の公開

◇市は、白河市情報公開条例に基づき、市が保有する情報を市民からの請求に応じ、適切に公開するものとします。

(3) 個人情報の保護

◇市は、市が保有する情報の提供や公開に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、白河市個人情報保護条例に基づき、必要な措置を講じるものとします。

5 市民参画

(1) 市民参画の場や機会の充実、参画しやすい環境の整備

◇市民の中には、仕事、育児等、様々な事情により参画をしたくてもできない人達もいます。このような方々も含めて幅広く市民の方々の意見を政策形成過程へ反映させるためにも、市は、参画の場や機会の充実及び参加しやすい環境の整備等に努めます。

<<市民会議の意見から>>

○参加の場や機会の充実・参加しやすい環境の整備（検討項目②）

【個別意見】・みんなが集まりやすい場所で開催する。

・個人でも参加しやすい受け皿を企画する。

・子育て世代や介護している人が参加できるように環境を整える（託児所、デイサービスなど）。

(2) 市民参画の方法・メニュー

◇市は政策形成過程において、政策に対する市民の関心及び政策が市民に与える影響等を総合的に判断し、市民参画が必要であると判断した場合には、審議会等への参加、パブリックコメントの実施、ワークショップの開催等、様々な方法のうち、事案に応じた適切なものにより、市民参画を求めるものとします。

(3) 市民参画に関する意識の向上

◇市民参画によるまちづくりをより推進するため、市の政策形成過程への積極的な参加等をとおして、私たち市民自身も市民参画に対する意識や関心を高めるよう努めます。

<<市民会議の意見から>>

○市民意識を高める（検討項目②）

【個別意見】・Plan・Do・Seeそれぞれの段階で市民は積極的に参加するとよい。

・地域への愛着、連帯感、歴史伝統への関心を高める。

(4) 市民参画の推進に向けた教育・人材育成

◇市民参画によるまちづくりをより推進していくため、市は、子ども向けの体験型イベント等をとおした市民参画への意識づけ等、市民参画によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。

<<市民会議の意見から>>

○教育・人材育成（検討項目②）

【個別意見】・子どもを対象として体験型のイベントを通して行政への関わり方への意識付けをする。

・参加した証（成果）が必ず残るようにする。

6 協働

(1) 協働の推進に向けた連携・協力体制の構築

◇協働によるまちづくりを推進するため、まず、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体間は、相互に交流を深め、連携・協力体制の構築に努めます。

＜＜市民会議の意見から＞＞

○市民協働（検討項目①）

【個別意見】・市民と行政が助け合い、お互いに支援協力、信頼関係をさらに深める条例にしたい。

○交流（検討項目①）

【個別意見】・まちづくりに関わる人（市民、職員、首長など）が交流をもてる。

○各主体間の交流（検討項目②）

【個別意見】・民間と行政がお互いに歩み寄ることが真の協働につながる。

・ボランティアなど身近なところから市政への関心を高めてもらう（入口を広くする）。

(2) 協働の推進に向けた意識の向上

◇協働によるまちづくりをより推進するため、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体は、地域への愛着や地域の連帯感の醸成に向けた取組等を通して、協働に対する意識や関心を高めるよう努めます。

＜＜市民会議の意見から＞＞

○各主体の意識を高める（検討項目②）

【個別意見】・地域への愛着、連帯感、歴史伝統への関心を高める。

・市民の意識改善の必要。

・行政としての責任意識を持つ。

(3) 協働の推進に向けた人材の教育・育成

◇協働によるまちづくりをより推進するため、市は、まちづくりに関わる各主体と連携・協力し、ボランティア等、身近で間口の広いところからの参加を促進する等、協働によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。

＜＜市民会議の意見から＞＞

○教育・人材育成（検討項目②）

【個別意見】・ボランティアなど身近なところから市政への関心を高めてもらう（入口を広くする）。

(4) 行政による支援

◇市は、協働によるまちづくりに向けて、地域コミュニティや事業者などが相互に連携・協力していくための支援（財政的支援や人的支援）に努めます。

＜＜市民会議の意見から＞＞

○市民協働（検討項目①）

【個別意見】・市民と行政が助け合い、お互いに支援協力、信頼関係をさらに深める条例にしたい。

○行政による支援（検討項目②）

【個別意見】・予算の取り方を何とかする。

7 市政運営

(1) 総合計画

◇市は、市政運営の総合的な指針として、総合計画を策定し、計画的な市政運営に努めます。また、策定に当たっては本条例が示す自治の基本理念を踏まえるとともに、市民参画の下で検討を進めるものとします。

◇市は、総合計画の進行管理を適切に行い、その進捗状況等について、市民に分かりやすく公表するものとします。

<<市民会議の意見から>>

○行政運営（検討項目①）

【個別意見】・総合計画（位置づけなどを含む）。

(2) 健全な財政運営

◇市は、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行うよう努めます。

◇市は、健全な財政運営を行うため、財政の見通し、予算、決算等の財政状況について分かりやすく公表するものとします。

◇市は、公正で効率的な行財政運営を行うため、監査体制の充実に努めます。

<<市民会議の意見から>>

○健全な財政運営（検討項目①）

【個別意見】・監査（健全な財政かどうかの目安）。

(3) 行政改革

◇市は、自立した行政運営と市民のニーズに基づく行政サービスの向上のため、行政改革を推進するものとします。

◇行政評価については、市民参画の下で実施するとともに、その結果について市民に分かりやすく公表するものとします。

<<市民会議の意見から>>

○行政運営（検討項目①）

【個別意見】・政策評価

8 危機管理

(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定

◇東日本大震災のような大災害が、今後起こらないとも限りません。このため、市は今回の東日本大震災での教訓を踏まえ、災害発生時における、市、市民、地域コミュニティ等のまちづくりに関わる各主体の役割や行動計画等を体系化した、防災計画を策定しなければなりません。

<<市民会議の意見から>>

○危機管理（検討項目②）

【個別意見】・危機管理 災害への対応などの体系化
・災害（有事）の際の役割

(2) 定期的な訓練や効率的な情報提供手段の構築

◇市は、防災計画を広く周知し、災害発生時に迅速な対応ができるよう、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築する必要があります。

(3) まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合い

◇災害発生時は、市民、市、地域コミュニティ、事業者等、まちづくりに関わる各主体間連携と支え合いが大変重要です。このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にする意識を持つことが必要です。

9 国、県、他の自治体等との連携

(1) 国、県、他の自治体等との連携

◇市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、近隣の自治体及び関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。

10 条例の見直し

(1) 条例の見直し

◇この条例が、形骸化せず、市の最高規範として機能し続けるためには、検証及び見直しを行い、その内容を進化させていかなければなりません。このため、施行後、本条例の検証及び見直しを行う機関を設置する必要があります。

<<市民会議の意見から>>

○条例の検証・見直し、実効性の確保（検討項目①）

【個別意見】・条例施行後の検証・推進をする機関の設置を

・条例を見直す仕組みをもたせる（より良いものにしていけるように）